

【バイ・シズオカ～今こそ!しずおか!!元気旅!!!～】
旅行券取扱事業者、地域クーポン参加店 募集要項

しずおか元気旅事務局（令和3年4月22日～）
コールセンター TEL：0570-666-867 10：00～19：00（年中無休）
E-mail：shizuokagenkitabi@bsec.jp

令和3年4月22日 更新

◆事業の趣旨

県では、感染症の影響が長期化し、大きな影響を受けている県内観光産業を支援するため、県民の皆様を対象に、県境を跨がない身近な県内観光促進事業「バイ・シズオカ～今こそ！しずおか!!元気旅!!!～」を実施している。

この度、国の補助制度を活用して本事業を延長・拡充し、旅行者と事業者双方の感染防止対策の徹底を図りながら、更なる需要喚起を行い、県民の共助により県内観光産業の早期回復につなげていく。

I. ふじのくに旅行券／ふじのくに地域クーポンについて

1) 事業概要

(1)名称	「ふじのくに旅行券」「ふじのくに地域クーポン」	
(2)発行者	しずおか元気旅事務局	
(3)割引等の内容	宿泊割引	県内宿泊施設の宿泊費 1/2 以内（1人1泊最大 5,000 円）
	日帰り旅行割引	旅行商品代金の 1/2 以内（1人最大 5,000 円）
	地域クーポン	割引に合わせた付与（1人最大 2,000 円）
(4)利用方法	①県内コンビニで購入した旅行券と地域クーポンを登録事業者への現地払いの際に利用 ②県内旅行業店舗で宿泊等割引	
(5)発行内容 ((4)利用方法①の場合)	①購入価格 2,000 円：券面 4,000 円分※ ¹ (1,000 円×4 枚)※ ² のふじのくに旅行券+1,000 円×1 枚のふじのくに地域クーポン ②購入価格 5,000 円：券面 10,000 円※ ³ のふじのくに旅行券+1,000 円×2 枚のふじのくに地域クーポン	
(6)購入期間	令和 3 年 5 月 1 日(土)～令和 3 年 5 月 31 日(月) ※発売日はコンビニエンスストアによって異なります。	
(7)利用期間	旅行・宿泊	令和 3 年 5 月 6 日(木)～令和 3 年 5 月 31 日(月)
	地域クーポン	令和 3 年 5 月 6 日(木)～令和 3 年 6 月 1 日(火)
(8)販売方法	コンビニエンスストア(WEB 予約、店舗端末) (セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン (ミニストップ))、旅行代理店	
(9)購入対象者	静岡県内在住の方で静岡県内の旅行であること (年齢問わず)	
(10)購入限度	購入制限なし	
(11)利用可能店舗	しずおか元気旅事務局の登録を受けたコロナ対策を実施している静岡県内の店舗	

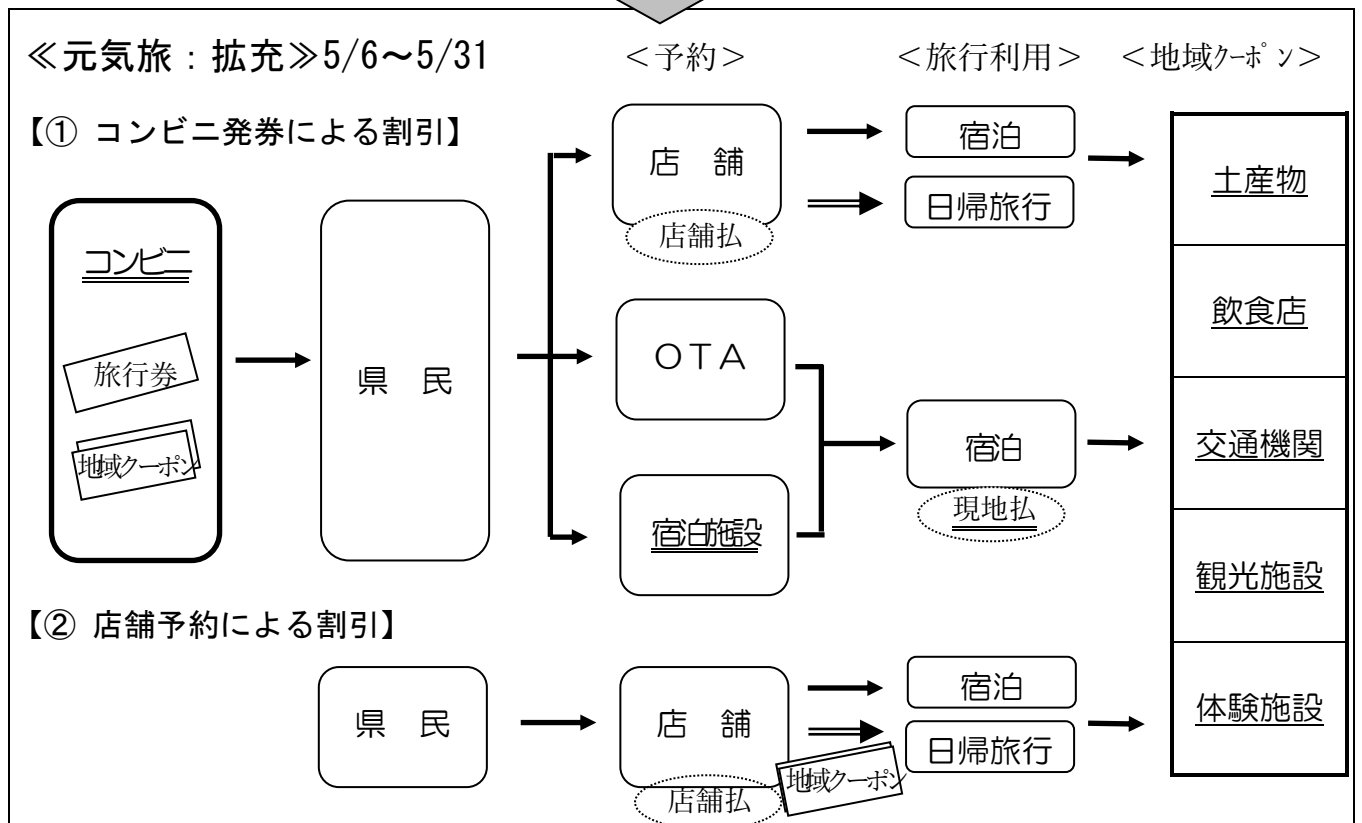
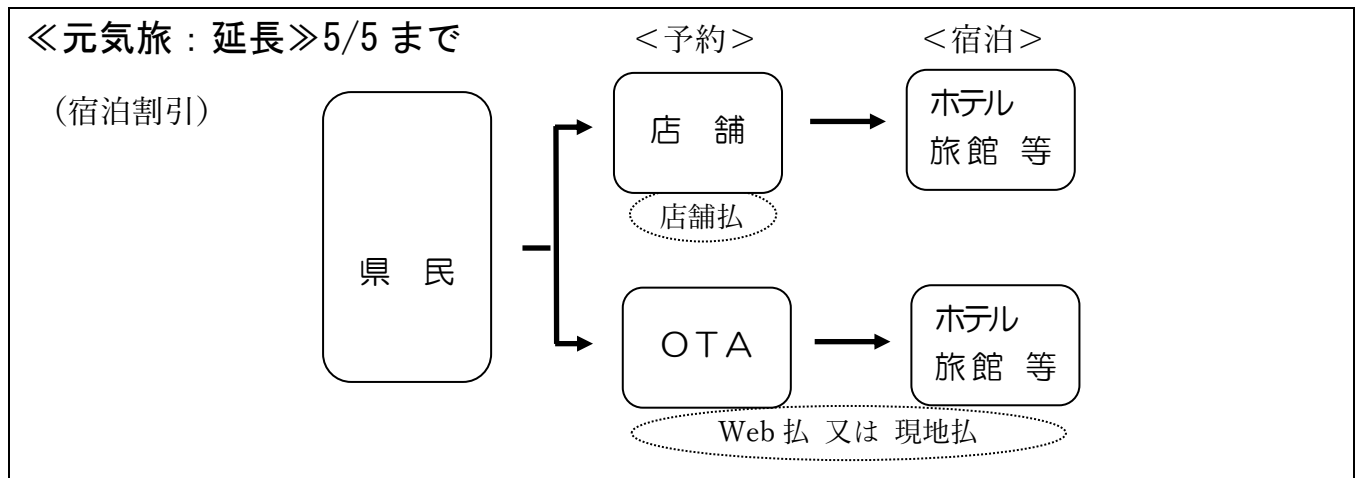
※¹ お一人様当たり、税込 4,000 円以上の宿泊代金又は旅行代金の場合のみ利用可能。

※² 1 枚毎にばらして利用する事は不可。4 枚 1 セットで使用可能。

※³ 1 泊お一人様当たり、税込 1 万円以上の宿泊代金又は旅行代金の場合のみ利用可能。

※宿泊割引は、5月31日泊まで

2) 申込フロー



3) スケジュール

区分	3月	4月	5月	6月
宿泊割引	現行 店舗 3/8~4/28 OTA3/22~4/28	延長 4/29~5/5	拡充 5/6~5/31	感染状況や GoTo トラベ ルの状況を 踏まえ、事 業実施
日帰割引			拡充 5/6~5/31	
地域クーポン			拡充 5/6~5/31	

4) ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポンの取り扱い厳守事項

- ふじのくに旅行券(以下、「旅行券」)、ふじのくに地域クーポン(以下、「クーポン」と現金の交換はできない。
 - 不足分は現金等で受け取る。
 - 使用前に点線から切り離された旅行券・クーポンは原則使用できない。
 - 利用期間を過ぎた旅行券・クーポン券は受け取らない。
 - 旅行券・クーポンの盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（しずおか元気旅事務局）は責を負わない。
- ※旅行券・クーポンの盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合がある。
- 旅行券・クーポンの交換又は売買はできない。
 - 旅行券・クーポンの再発行はできない。

【ふじのくに旅行券】

- 旅行券は県内旅行者店舗において、県内の旅行（宿泊）代金又は日帰り旅行の支払いにのみ利用可能。
- 宿泊施設において、宿泊を含む宿泊プランの支払いにのみ旅行券の利用可能。
 - ※現地での追加飲食やルームサービス、売店などの支払いには利用不可
 - ※宿泊プランには、金券類や換金性の高い商品・サービスを含める事はできません。
 - ※宿泊プランには、宿泊代金相当を大幅に超える付加サービスを含める事はできません。
- 各券種にて一人当たりの旅行（宿泊）代金の金額以下の使用はできません。
 また、一人当たり@4,000円以上の旅行（宿泊）代金で、券面4000円(1000円×4枚)の旅行券は4枚1セット（4枚纏めて）でのみ利用可能です。
- 旅行(宿泊)キャンセル代に旅行券での支払いはできません。
- 旅行(宿泊)キャンセルの際の旅行券の払戻しはできません。
- 旅行券は、地域クーポンとしては、利用できません。

【ふじのくに地域クーポン】

- クーポンは物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能。
- 宿泊料金の支払いにクーポンの使用はできない。※ただし、追加飲食・ルームサービス・売店などの支払いは可能。
- 裏面に宿泊施設または旅行代理店の押印がないクーポンは、原則使用できません。
- クーポンの額面以下の利用の場合であってもお釣りは出ない。
- 商品返品の際の返金はできない。
- 店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示。
- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、クーポン使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示する。

5) ふじのくに地域クーポンの利用対象にならないもの

静岡県内における消費を喚起するという制度 並びに、旅行者と事業者双方の感染防止対策の徹底という趣旨に鑑み、以下の商品等については、ふじのくに地域クーポンの利用対象としない。

区 分	事 例
行政機関等への支払い	○所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ○社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保 険等） ○宝くじ（当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に基づくもの）※ ⁴ 、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）に基づくもの）※ ⁵ ○その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技（競馬、競輪、競艇、オ ートレース）等） ※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象
日常生活における継続的な支払い	○電気・ガス・水道・電話料金等 ○NHK放送受信料 ○土地・家屋購入、家賃・地代等の不動産に関わる支払い ○駐車場の月極・定期利用料 ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む） ○ 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）
換金性の高いものの購入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等） ○ プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等 ○ 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金 ※追加飲食・ルームサービス等は対象 ○ 通信販売の支払い料金 ○ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ○ 授業料、入学検定料、入学金等 ※アクティビティのガイド料等は対象 ○ 既存の債務の弁済 ○ 各種サービスのキャンセル料 ○ 電子商取引 ○ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ○ 公序良俗に反するもの ○ 社会通念上不相当とされるもの ○ その他各取扱店舗が指定するもの

※4 ジャンボ宝くじ、全国通常宝くじ、ブロック宝くじ、ナンバーズ、ミニロト、ロト 6、ロト 7、ビンゴ 5 等

※5 toto、BIG 等

II. 参加店の募集概要

1) 参加資格

- 静岡県内に事業所・店舗・宿泊施設等を有する者。
- 上記に該当し、静岡県内の店舗等のみにおいて旅行券・クーポンの利用を制限出来る者。但し、次の事業者を除く。

- ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
 - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
 - ③ 上記3. [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
 - ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
 - ⑤ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ⑥ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ⑦ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑩カラオケ^{※6}、ライブハウス
- ※6 ただし、カラオケの機器を利用しないことが明確にされている場合はこの限りでない。

2) ふじのくに地域クーポン 参加店の責務等

ふじのくに地域クーポンの参加店（事務局の登録を受けて地域クーポンを取り扱う店舗をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 事務局が別途提供する参加店舗用マニュアルに基づき、地域クーポンと引換えに商品・サービス等の提供を行う。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
- ② 参加店舗であることが明確になるよう、認識用掲示物を旅行者から見えやすい場所に掲示する。（後日、識別できるものをダウンロード形式でご用意致します。）
- ③ 地域クーポン、旅行券を用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。
 - 1) 地域クーポン、旅行券の有効期間・エリア（静岡県で利用可能なものかどうか）
 - 2) 地域クーポン、旅行券の本券と控えが切り離されていないこと

- 3) 地域クーポンの裏面に宿泊施設または旅行代理店の押印がされていること
 - 4) 旅行券の表面『署名欄』に利用者氏名が明記されていること
 - 5) 地域クーポン、旅行券の偽造・変造・模造の有無
 - 6) 提供しようとする商品等がI.(5)に該当しないこと
- ④ 有効期間を経過した地域クーポン、旅行券は受け取りを拒否する。
 - ⑤ 本券と控えが切り離された地域クーポン、旅行券は受け取りを拒否する。
 - ⑥ デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造された地域クーポン、旅行券と判別できる場合等は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報する。また、その旨を事務局（コールセンター）にも報告する。マニュアル記載の券面デザインと確認し、不自然な点がないかどうか確認する様、地域クーポン、旅行券を取り扱うすべての者に周知する。
 - ⑦ 地域クーポン、旅行券を現金もしくは換金性のある商品と交換しない。
 - ⑧ 地域クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。地域クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
 - ⑨ 地域クーポン、旅行券を利用して購入した商品の返品、旅行キャンセル等の際に返金および地域クーポン、旅行券の返却をしない。
 - ⑩ 受取済の地域クーポン、旅行券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合の確認に備え、店舗控え部分を入金確認が完了するまで大切に保管。
※この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができないので注意する。
 - ⑪ 地域クーポン、旅行券の換金は、口座振込となる。振込手数料の店舗負担はない。
 - ⑫ 参加店で独自に地域クーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
 - ⑬ 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又は地域クーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する
 - ⑭ 有効な地域クーポン、旅行券を提示した旅行者に対し、各券の受け取りを拒否する、手数料を上乘せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、利用者に不利となる差別的取扱いを行わない（⑫と⑬に記載の場合を除く）。
 - ⑮ 参加店は、有効な地域クーポン、旅行券を利用しようとする旅行者から各券の利用に関し苦情又は相談を受けた場合、参加店と利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、参加店の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
 - ⑯ 参加店が旅行者の不正利用を知り得ながら地域クーポン、旅行券を受け取ること、旅行者に不正を促すこと等により参加店又は旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該参加店における各券の精算代金の支払いを保留することができるものとする。また、参加店又は旅行者が不正に利益を得た場合、参加店は受け取った地域クーポン、旅行券の金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還する。

- ⑰ 偽造・変造・模造等された地域クーポン、旅行券による換金請求がされ、事務局が各券の利用状況等の調査の協力を求めた場合には、参加店はこれに協力する。また、参加店は事務局から指示があった場合又は参加店が必要と判断した場合には、参加店が所在する所轄警察署等に被害届を提出する。 ※地域クーポン、旅行券の盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、発行者は責を負わない。

3) 感染症拡大防止策に係る参加店の責務等

参加店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- ② 行政からの要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。 ※⁷
- ③ 参加店において従業員に感染者が出た場合や、参加店を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について遅滞なく事務局に報告を行うこと。 ※⁸
- ④ ③のほか、感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と観光庁が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること。
- ⑤ 地域観光支援事業の実施にあたり、県民の旅行に対する安心感を醸成するため、宿泊施設等における感染防止対策について、現地確認を行う。
訪問した施設の対策が不十分な場合は、徹底を要請するとともに、必要に応じて再度現地確認を実施する。なお改善が見られない場合は、登録除外等の対応を検討する。

※⁷ Go To Eat キャンペーン、Go To トラベル事業の対象となる参加店舗については、同事業において守るべき感染症対策を実施することを求める。

※⁸ 緊急連絡先等の詳細については、登録が完了した参加店に別途連絡する。

4) 申込から選定まで

① 申込方法

- ・ 参加店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、参加店登録申請書に必要事項を入力し、下記のホームページからの申請を基本とする。なお、一事業者が 10 店舗以上の登録をする際はホームページより一括申請書をダウンロードの上、しずおか元気旅事務局へメール(shizuokagenkitabi@bsec.jp)にて申請を行う。

◆ホームページより申請：<https://premium-gift.jp/shizuokagenkitabi/>

但し、諸事情によりインターネットでの申請が難しい場合には、必要事項を記入し下記の F A X にて申請。（オンライン申請より数日多く時間が掛かる場合がございます。）

◆ F A Xより申請： しずおか元気旅事務局 F A X：054-275-0516

・ 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの県内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく事業者単位でとりまとめて申込みを行う（原則、静岡県内全ての店舗で利用可とすること）。この場合、すべての参加店に「募集要項」の内容に同意して頂き、各店舗の名称（例：○○○デンキ●●店）、所在地（郵便番号含む）、電話番号、F A X番号、メールアドレス、担当者氏名等を登録、申込み必要がある。

【清算方法】

- ・ 単独店舗精算・・・店舗 A が清算手続きをし、店舗 A の口座へ振込
- ・ 複数店舗単独精算・一括振込・・・複数店舗がそれぞれ清算手続きをし、本部口座へ一括振込（注「本部一括」で入金される為、各店舗の入金額はデータ上確認する必要がある）
- ・ 複数店舗一括精算・一括振込・・・本部が取り纏めて精算手続きをし、本部口座へ一括振込（注「本部一括」で取り纏めて入金される為、各店舗の入金額は本部で把握する必要がある）

② 申込期間

令和3年4月22日(木)よりWEBによる申請受付開始（FAXによる申請は、4/23(金)～）

③ 登録・承認

申込みのあった事業者については、静岡県の審査を経て参加店舗として承認する。

ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、静岡県の審査により承認を取り消すことがある。

1. 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
2. 不適切な運用等、県が承認を取り消すと判断した場合

④ その他留意事項

1. 参加店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「ふじのくに旅行券またはふじのくに地域クーポンを使えるお店」として、しずおか元気旅事務局のホームページ等に掲載する。
2. 参加店向けのマニュアル・認知用ツールを作成し、4月中にホームページの「お知らせ」からダウンロードにて配布予定。
3. 地域クーポン、旅行券の取扱い、換金の方法など詳細については参加店マニュアルを参照のこと。
4. 参加店として決定された後辞退される場合、損害賠償等が発生する事がある。
5. 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消、損害賠償金の発生等が生じる事がある。
6. 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、静岡県がその都度対応を決定する。

7. 本事業用にデザインされた「旅行券／地域クーポン」の肖像使用を含む広告知物・提出等については事前に承認が必要となる。
8. 観光庁若しくは静岡県の方針などにより、内容が変更される可能性がある。

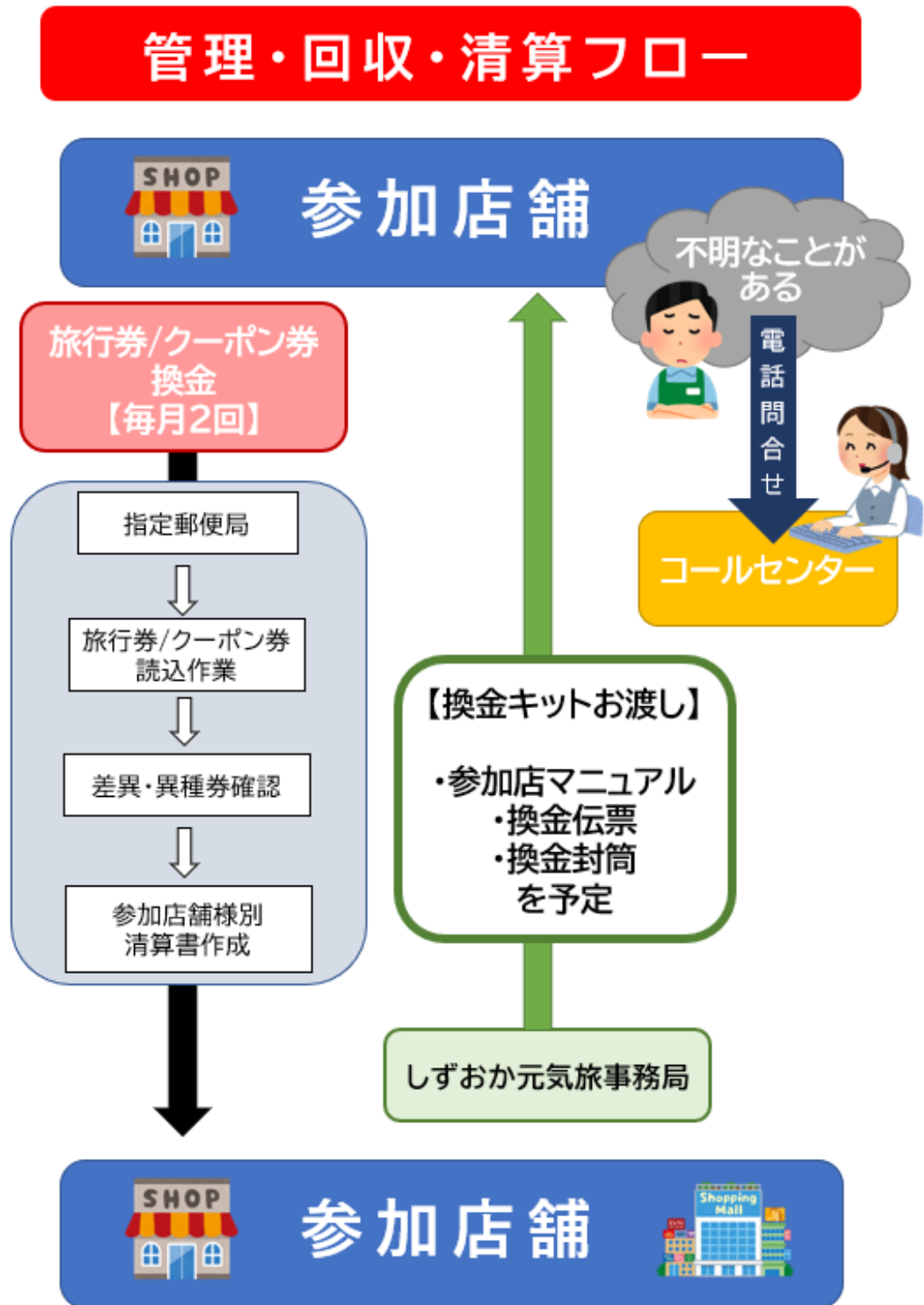
Ⅲ. 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において「ふじのくに旅行券またはふじのくに地域クーポン」を受け取った参加店は、換金を申し出ることができ、その方法については以下(1)～(7)によることとする。

- (1) 参加店舗は、専用封筒（又は各自ご用意頂いたダンボール）に旅行券・クーポンを同封し、指定の場所へ郵送またはゆうパックにて発送する。
- (2) 振込手数料等は掛からない。（事務局が負担）
- (3) 換金請求期間は、2021年5月下旬～2021年6月末到着分までとする。
この期間を過ぎてからの受付には一切応じられないので、必ず上記期間中に換金手続きをする。
- (4) 換金入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受け付ける。2週間を過ぎてからの異議申し立てには一切応じられないので注意。
- (5) 換金請求日に応じて振込設定日に指定口座へ支払われる。
- (6) 換金は月二回を予定

※具体的な換金スケジュールについては追ってホームページ並びにマニュアルに掲載いたします。

(7)換金の流れ



誓約事項

1. 商品の販売、又はサービスの提供なく『ふじのくに旅行券／ふじのくに地域クーポン』（以下、旅行券／クーポンとする）の換金を行わない。
2. 旅行券／クーポンを使用できない商品に対して、各券での支払を受け付けない。
3. 旅行券／クーポンの再販・再流通しない。
4. 旅行券／クーポンの偽造・変造・模造・悪用・濫用しない。
5. 旅行券／クーポンを紛失・毀損した場合、すべて自己責任とする。
6. 旅行券／クーポンの利用期間中（令和3年5月6日～令和3年6月1日）は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事由がない限り途中辞退しない。
7. 旅行券／クーポンの取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し遵守する。
8. 旅行券／クーポンの利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努める。
9. 旅行券／クーポンの取扱いに関してしずおか元気旅事務局からの改善要請等があった場合には、それに従う。
10. 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP、チラシ等に掲載）について同意する。
12. 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること
※内閣府 新型コロナウイルス感染症対策HP 業種別ガイドラインを参照し、最も近い業種のガイドラインを遵守する。
11. 参加店舗登録にあたっての参加資格をすべて満たしている。

上記、誓約事項を確認の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：しずおか元気旅事務局コールセンター
TEL：0570-666-867（受付時間：10時～19時（年中無休））

ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポン 参加店同意書

【感染症拡大防止に係る参加店の責務等】

- 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること
※内閣府 新型コロナウイルス感染症対策HP 業種別ガイドラインを参照し、最も近い業種のガイドラインを遵守してください。
- 行政からの要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。
- 参加店において従業員に感染者が出た場合や、参加店を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと。
- 3.のほか、感染症や災害の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と静岡県が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること。

【ふじのくに旅行券およびふじのくに地域クーポンの取扱いに関する事項】

- 事務局が別途提供する参加店用マニュアルに基づき、ふじのくに旅行券(以下、「旅行券」)、およびふじのくに地域クーポン(以下、「地域クーポン」)と引換えに商品等の提供を行う。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
- 商品の販売、又はサービスの提供なく旅行券および地域クーポンの換金を行わない。
- 旅行券および地域クーポンを使用できない商品に対して、旅行券および地域クーポンでの支払を受け付けない。
- 旅行券および地域クーポンの再販・再流通しない。
- 旅行券および地域クーポンの偽造・悪用・濫用しない。
- 旅行券・地域クーポンを紛失・毀損した場合、すべて自己責任とする。
- 旅行券および地域クーポンの利用期間中（令和3年5月6日～令和3年6月1日）は参加店として事業に参加し、真にやむを得ない事由がない限り途中辞退しない。
- 旅行券および地域クーポンの取扱、参加店の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し遵守する。
- 旅行券および地域クーポンの利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努める。
- 偽造・変造・模造等された地域共通クーポンによる換金請求がされ、事務局が地域共通クーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、参加店はこれに協力する。また、参加店は、事務局から指示があった場合又は参加店が必要と判断した場合には、参加店が所在する所轄警察署等に被害届を提出する。
※ 旅行券および地域クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して発行者及びしずおか元気旅事務局は責を負わない。
- 以下の店舗に該当しないこと
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可・届出の対象となる営業（同法第33条第6項の酒類提供飲食店営業を除く。）を営む店舗
 - 募集要項のⅠ.3)「商品券の利用対象にならないもの」に該当する商品等のみを取り扱う店舗
 - カラオケ、ライブハウス

【反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する事項】

私は、次のとおり、反社会的勢力ではないことを表明し確約いたします。

なお、次の(1)の各号のいずれかに該当し、若しくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、又は本表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、事務局との取引が停止され、又は給付金の交付を解除されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

- 現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団
 - 暴力団員
 - 暴力団関係者
 - 総会屋
 - その他前各号に準ずるもの
- 自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 反社会的勢力に対する資金提供など、反社会的勢力と密接な関係を持つ行為
 - 暴力的な要求行為
 - 法的責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて真事務局の信用を毀損し、又は事務局の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

【参加登録の取消】

当店は、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの遵守に係る不備について、所在する地方公共団体又はしずおか元気旅事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、しずおか元気旅事務局により参加登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポン参加店として登録いたします。

2021年4月22日現在

ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポン 参加店登録申請書兼誓約書

【誓約事項】

【必須】私は、【別紙 ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポン参加店同意書】の記載事項を宣言します。

私は、上記誓約事項の内容について遵守することを誓約し、取扱店舗の登録を申請します。

年 月 日 氏名 印

■事業者情報（※は必須事項です）

事業者様の状況 ※ (該当に○印)	1. 1店舗のみ運営(子店舗無し)	2. 複数店舗運営(本部が店舗も兼用)	3. 複数店舗運営(本部が店舗ではない)
ふりがな ※			
事業者名 ※			
ふりがな ※			
代表者名 ※			
住所(所在地) ※	〒		
TEL ※		FAX	
担当者名		Eメールアドレス	

■振込口座について（※は必須項目です）必ずお手元に通帳をご用意の上、通帳を見ながらご記入ください。

精算方法 ※ (該当に○印)	1. 単独店舗精算	2. 単独店舗持込・一括振込	3. 複数店舗一括持込・一括振込
銀行コード ※		銀行名 ※	
支店コード ※		支店名 ※	
口座名義人 ※		口座名義人(フリガナ)	
口座番号 ※		預金種類 ※	当座預金 ・ 普通預金 (該当に○印)

■店舗情報（※は必須項目です） ※同一事業者で複数店舗申請する場合は、別紙 店舗情報リストへ記入の上添付してください。

ふりがな ※			
店舗名 ※			
ふりがな ※			
所在地 ※	〒	静岡県	
営業時間		定休日	
TEL ※		FAX	
業種 ※		システムログイン用パスワード ※ (任意の半角英数8文字以上)	
店舗面積 ※ (該当に○印)	1. 小(100㎡以下) ・ 2. 中(101㎡~999㎡) ・ 3. 大(1,000㎡以上)		
ホームページアドレス			
その他キャンペーンへの 登録状況 (該当に○印)	1. GoToトラベル事業 2. ふじのくにGo To EATキャンペーン(赤富士) 3. 静岡県商工会Go To Eatキャンペーン(青富士) 4. 登録なし		

別紙 個人情報の取扱いについての通りお取扱し、保護に努めております。

ご不明な点等ございましたら専用コールセンターにお問い合わせください。

専用コールセンター ☎
0570-666-867
受付時間：10:00~19:00 ※年中無休

しずおか元気旅事務局	
登録印	受付印
参加店コード：	

ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポン 店舗情報リスト

※同一事業者で複数店舗申請する場合は、下記へ店舗情報を記入の上申請書に添付してください。

店舗目

ふりがな ※			
店舗名 ※			
ふりがな ※			
所在地 ※	〒	静岡県	
営業時間		定休日	
T E L ※		F A X	
業種 ※		システムログイン用パスワード ※ (任意の半角英数8文字以上)	
店舗面積※ (該当に○印)	1. 小(100㎡以下) ・ 2. 中(101㎡～999㎡) ・ 3. 大(1,000㎡以上)		
ホームページアドレス			
その他キャンペーンへの 登録状況 (該当に○印)	1. GoToトラベル事業 2. ふじのくにGo To EATキャンペーン(赤富士) 3. 静岡県商工会Go To Eatキャンペーン(青富士) 4. 登録なし		

店舗目

ふりがな ※			
店舗名 ※			
ふりがな ※			
所在地 ※	〒	静岡県	
営業時間		定休日	
T E L ※		F A X	
業種 ※		システムログイン用パスワード ※ (任意の半角英数8文字以上)	
店舗面積※ (該当に○印)	1. 小(100㎡以下) ・ 2. 中(101㎡～999㎡) ・ 3. 大(1,000㎡以上)		
ホームページアドレス			
その他キャンペーンへの 登録状況 (該当に○印)	1. GoToトラベル事業 2. ふじのくにGo To EATキャンペーン(赤富士) 3. 静岡県商工会Go To Eatキャンペーン(青富士) 4. 登録なし		

店舗目

ふりがな ※			
店舗名 ※			
ふりがな ※			
所在地 ※	〒	静岡県	
営業時間		定休日	
T E L ※		F A X	
業種 ※		システムログイン用パスワード ※ (任意の半角英数8文字以上)	
店舗面積※ (該当に○印)	1. 小(100㎡以下) ・ 2. 中(101㎡～999㎡) ・ 3. 大(1,000㎡以上)		
ホームページアドレス			
その他キャンペーンへの 登録状況 (該当に○印)	1. GoToトラベル事業 2. ふじのくにGo To EATキャンペーン(赤富士) 3. 静岡県商工会Go To Eatキャンペーン(青富士) 4. 登録なし		

※ 3 店舗以上登録する場合はコピーしてお使いください。

<個人情報の取り扱いについて>

しずおか元気旅事務局(以下「事務局」)は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報保護方針」に基づき、個人情報を以下のようにお取扱し、保護に努めております。

1. 事務局が取得する個人情報と利用目的について

事務局が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用いたします。なお、利用目的の範囲に変更が生じた際は、事務局が直接取得をした場合はご本人に利用目的を通知または明示し同意をいただいたうえで、間接的に取得した場合は利用目的を公表したうえで、利用いたします。

(1) 参加店から取得した個人情報の利用目的

- ・ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポンにおける参加店への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理を履行するため
- ・ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポンにおけるインターネットによる参加店登録業務のため
- ・ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポンにおける参加店への情報提供と情報管理のため
- ・ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポンにおける必要物資の配送作業のため
- ・ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポンの管理、精算、それに付随する業務のため
- ・ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポンに関する情報の集計、分析、調査等のため
- ・ふじのくに旅行券・ふじのくに地域クーポンにおける静岡県および関係省庁への報告等を行うため

2. 委託について

事務局が取り扱う個人情報について、利用目的のために必要な範囲内において事務局が十分な個人情報の保護水準を満たしていると認める委託先に対し、利用目的達成のために必要な範囲内で個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があります。この場合、委託先と個人情報を保護するために必要な契約を締結のうえ、当該委託先の業務について監督いたします。

3. 第三者提供について

保有する個人情報を第三者に提供する場合、ご本人の同意を得たうえで提供いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、ご本人の同意なく第三者に提供することがあります。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で

4. 個人情報取扱事業者の名称、所在地および個人情報保護管理者について

- ・名称：しずおか元気旅事務局
- ・所在地：〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9静岡フコク生命ビル3階
- ・個人情報保護管理者：大橋 渡
- ・連絡先：個人情報相談受付窓口

5. 個人情報の開示等に関する請求について

(1) 事務局が保有する個人情報のご本人様は、当事務局に対して個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」と言います）を求めることができます。

ただし、ご請求の内容によっては開示等に応じられない場合がございます。その場合には、その理由を付して回答いたします。

(2) 開示等に関する詳細は、以下の個人情報相談窓口へお問い合わせください。

6. 個人情報相談受付窓口

事務局の保有する個人情報に関するお問い合わせ、苦情、開示等の請求は以下の相談窓口で承ります。

住所：〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9静岡フコク生命ビル3階

電話：0570-666-867（10:00～19:00 ※無休）

名称：しずおか元気旅事務局コールセンター

7. 個人情報の提供の任意性

事務局への個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない場合は、～事業名正式名称～をご利用できません。あらかじめご了承ください。

8. 個人情報が漏洩した場合

万一、事務局の個人情報の流出等問題が発生した場合には直ちに該当者にご連絡いたします。安全の確保を図り、必要に応じて当事務局のシステムを一時停止する、あるいは速やかにホームページ等で事実関係を公表させていただきます。

2021年4月22日現在